

タクシー運賃の改定について
(東京都23区・武蔵野市・三鷹市)
令和4年11月14日に出庫した車両より適用されます。

このたび東京都特別区・武三交通圏(東京都23区・武蔵野市・三鷹市)においては、平成19年度の運賃改定以降、良質で安全な輸送サービスの提供に努力してまいりましたが、近年の人員費や燃料費の高騰、安心、安全、快適なサービス提供のための投資の増加や乗務員に対する安全に関わる経費の増大から、国土交通省に運賃改定要請を行いました。

この要請に対し令和4年10月11日に国土交通省から新たな公定幅運賃が公示され、**令和4年11月14日**より新運賃の実施となりますのでご案内申し上げます。

今後とも「安心・安全」な利用者サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

◆ 新運賃について(特別区・武三地区)

○実施日:令和4年11月14日(月) 出庫の車両

<一般的な普通車の場合>

(旧)

公定幅運賃	初乗運賃 (1.052km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
運賃上限	420 円	233m ごと 80 円	1 分 25 秒 ごと 80 円



(新)

公定幅運賃	初乗運賃 (1.096km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
運賃上限	500 円	255m ごと 100 円	1 分 35 秒 ごと 100 円

* 上記運賃は、普通車の公定幅運賃の上限を選択した場合の運賃となります。

**「注」東京都多摩地区(武蔵野市・三鷹市以外)のタクシー料金は従来どおり変更は
ございません。**

◇ 問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665 E-mail koho@taxi-tokyo.or.jp